

部会員 各位

古河市商工会  
会長 石川 康夫  
古河市商工会建設業部会  
部会長 高橋 正  
〈公印省略〉

## チェーンソー特別教育《補講》講習会の実施について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部のご協力により、標記教育を下記により実施いたします。

チェーンソー特別教育が労働安全衛生規則等の一部改正で追加となった「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」の補講(2時間30分)を令和2年7月31日までに受講していただかないと現在の資格が無効(チェーンソーを用いた伐木等作業に就けない)となってしまうので、是非この機会に受講いただきたく、ご案内申し上げます。

記

- 期 日：令和元年11月8日(金) 午後1時～受付 午後1時30分開始  
【学科 2時間】：伐木等作業に関する知識(造材の方法・下肢の切創防止用保護衣等の着用)関係法令(法令及び新安全衛生規則の関係条項)  
【実技 30分】：伐木等の方法(下肢の切創防止用保護衣等の着用)
- 会 場：古河市商工会三和事務所 (古河市仁連 2053-1)
- 定 員：50名 (共催で50名の定員となりますのでお早めに申込下さい)
- 申込締切日：令和元年10月25日(金) ※ 定員になり次第〆切となります
- 受講料：5,000円 (テキスト代・消費税含む)  
(注) 納付した受講料は災害防止協会に納付するため理由のいかんに関わらず返金できませんのでご注意ください。
- 受講手続： 下記書類を準備していただき、商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。
  - ①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)
  - ②受講料(テキスト代含む)
  - ③証明写真 1枚・・・縦3.5cm×横2.5cmで裏面に氏名を記入したもの  
3か月以内に撮影した上三分身、正面、無帽、無背景
  - ④修了証のコピー(両面)
- 資格取得奨励金  
資格取得奨励金として、講習修了者に対し受講料の一部(10%)を商工会より事業主へ支給いたします。  
【\*古河市商工会の会員の事業主、役員、従業員(家族含)の受講に限ります。】

〈お問合せ〉 古河市商工会総和事務所 Tel 0280-92-4500

※補講対象・・・林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部発行の修了証をお持ちの方 もしくは上記以外の教習機関の労働安全衛生規則第36条第8号のチェーンソー特別教育修了者  
※補講対象外・・・労働安全衛生規則第36条第8号の2(小径木)のチェーンソー特別教育修了者

林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部以外の教習機関の修了証をお持ちの方は、補講の対象であるかを、それぞれの教習機関へ確認してください。(証明書を発行していただく場合がございます)